

岡山県公報

発行
岡山県



目次

権魚種の増殖についての指示

員会

担当課（室）

目次

担当課（室）

【告示】

○ 平成三十年度自衛官第六次募集（自衛官候補生）

○ 優良図書の推奨

○ 有害図書の指定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新

【公告】

○ 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧

【労働委員会】

○ 岡山県労働委員会あつせん員候補者

【内水面漁場管理委員会】

○ 平成三十一年度における第五種共同漁業

危機管理課

男女共同参画青少年課

年課

健康推進課

障害福祉課

都市計画課

労働委員会

内水面漁場管理委

平成30年12月11日 岡山県公報 第12050号

◎岡山県告示第六百十六号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の平成三十年度募集の要領は、次のとおりである。

平成三十年十二月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で、十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者（三十二歳の者にあつては、同日から起算して三月を経過した日の属する月の翌月の末日現在で三十三歳に達していないものに限る。）で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

三 受付期間

平成三十年十二月十七日から平成三十一年二月二十一日まで

四 採用試験種目

1 筆記試験

2 口述試験

3 適性検査

4 身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

平成三十一年二月八日又は同月二十三日のうち指定する一日

七 試験場

1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

3 おかやま西川原プラザ（岡山市中区西川原）

八 採用予定時期

平成三十一年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部 ○八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 ○八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所 ○八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六一二二一二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所 ○八六一二二四一二八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

◎岡山県告示第六百七十七号

岡山県青少年健全育成条例(昭和五十二年岡山県条例第二十九号)第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
平成三十年十二月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	図 書 名	著 者	文	発 行 所	対 象
1	おおきくなったの	すとう あさえ	文	ほるぷ出版	幼 児
		つがね ちかこ	絵		
2	ありがとう	新 井 洋 行	作	童 心 社	”
3	きつちり・しとーるさん	おのりえん	作・絵	こ ぐ ま 社	小学生(低)
4	マオのうれしい日	あんず ゆ き	作	佼成出版社	” (中)
		ミヤハラ ヨウコ	絵		
5	アリになった数学者	森 田 真 生	文	福音館書店	” (中)
		脇 阪 克 二	絵		
6	風がはこんだ物語	ジル・ルイス	文	あすなろ書房	” (高)
		ジョー・ウイナーヴァー	絵		
7	神に守られた島	さくま ゆみこ	訳	講 談 社	中 学 生
		中 脇 初 枝	著		

平成30年12月11日 岡山県公報 第12050号

◎岡山県告示第六百十八号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

平成三十年十二月十一日

岡山県知事 伊原 隆 太

番号	種別	名称	発行者等
1	月刊誌	英話BUNKAタワー 1月号	コアマガジン
2	”	EX MAX！ エキサイティングマックス 1月号	ぶんか社
3	”	BOY'Sピアス 1月号	ジュネット
4	”	Chéri+（シェリプラス） 11月号	新書館

◎岡山県告示第六百十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成三十年十二月十一日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

ささおき薬局

倉敷市笹沖一三二九一

平成三十年十二月一日

たんぼ薬局

倉敷市茶屋町二一〇二一

平成三十年十二月一日

◎岡山県告示第六百二十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成三十年十二月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称	所 在 地	更新年月日
いほり薬局	倉敷市藤戸町藤戸一三八四―三	平成三十年十二月一日
はた薬局里庄店	浅口郡里庄町新庄一三八八―三	平成三十年十二月一日
キシ薬局弓削店	久米郡久米南町下弓削三八九―二	平成三十年十二月一日

◎岡山県告示第六百二十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成三十年十二月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関 名 称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
医療法人田中眼科医院	浅口市鴨方町六条院中三三三五―一	眼科	平成三十年十二月一日
訪問看護ステーション瀬戸いこい苑	笠岡市横島一九四四―一	訪問看護（腎臓）	平成三十年十二月一日
しもがた薬局	真庭市下方五八四―一	調剤	平成三十年十二月一日
上河原薬局	津山市上河原二二二―五	調剤	平成三十年十二月一日

◎岡山県告示第六百二十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成三十年十二月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
独立行政法人労働者健康安全機構吉備高原	加賀郡吉備中央町吉川七五一一	整形外科	平成三十年十二月一日
医療リハビリテーションセンター	総社市中央三―三―一―三	腎臓	平成三十年十二月一日
医療法人雄栄会角田医院	津山市大田四五二―六	腎臓	平成三十年十二月一日
小畑醫院	津山市北園町三五―五	腎臓	平成三十年十二月一日
医療法人清風会三村医院	高梁市南町五三	腎臓	平成三十年十二月一日
医療法人清梁会高梁中央病院	赤磐市沼田九三六―四	歯科矯正	平成三十年十二月一日
ささき矯正歯科クリニック	総社市駅前二―一八―二―	腎臓	平成三十年十二月一日
医療法人杉の会杉本クリニック	井原市井原町一―二四	腎臓	平成三十年十二月一日
医療法人社団菅病院	真庭市落合垂水二五―	腎臓	平成三十年十二月一日
総合病院落合病院	瀬戸内市邑久町本庄二〇〇四―五	腎臓	平成三十年十二月一日
医療法人内田クリニック	玉野市宇野一―三九―一―〇 三F	歯科矯正	平成三十年十二月一日
たにもとゆうこ矯正歯科	津山市志戸部九七―	歯科矯正	平成三十年十二月一日
むらかみ矯正歯科クリニック	井原市井原町一―二〇五―五	調剤	平成三十年十二月一日
いばらセンター薬局	総社市総社二―二〇―	調剤	平成三十年十二月一日
きび薬局	真庭市蒜山上長田四八―四	調剤	平成三十年十二月一日
有限会社社長綱薬局	津山市河辺九三三―一六	調剤	平成三十年十二月一日
大手町薬局メディカルケイシー	新見市新見七四三―	調剤	平成三十年十二月一日
西井山陽堂薬局			

たまの薬局	玉野市宇野一―一四―三〇	調剤	平成三十年十二月一日
まきび薬局	総社市中央二―六―三六	調剤	平成三十年十二月一日
かさおか薬局	笠岡市笠岡五八九一―一	調剤	平成三十年十二月一日
有限会社栄町ヤマト薬局	瀬戸内市牛窓町牛窓四八〇三―三	調剤	平成三十年十二月一日
アルファ―薬局	笠岡市笠岡五一〇―一四	調剤	平成三十年十二月一日
アルファ―薬局小田店	小田郡矢掛町小田五五三七―一〇	調剤	平成三十年十二月一日
アルファ―薬局美星店	井原市美星町黒忠二九五六―二	調剤	平成三十年十二月一日
和田薬局	玉野市和田三―四―一〇	調剤	平成三十年十二月一日
肥後薬局	玉野市築港一―一五―二三	調剤	平成三十年十二月一日
マスカット薬局高梁店	高梁市柿木町二〇―一	調剤	平成三十年十二月一日
マスカット薬局日本原店	津山市日本原三四五―五	調剤	平成三十年十二月一日
コスモス薬局	真庭市山田一八九四	調剤	平成三十年十二月一日
一宮薬局	津山市東一宮四三―一〇	調剤	平成三十年十二月一日
みらい薬局山陽桜が丘西店	赤磐市桜が丘西四―一―九	調剤	平成三十年十二月一日
椿ヶ丘薬局	津山市椿高下四〇	調剤	平成三十年十二月一日
有限会社のだみ薬局	津山市山方三四―五	調剤	平成三十年十二月一日
有限会社エス・ジー・エッチてしま薬局勝山店	真庭市中勝山八六―一	調剤	平成三十年十二月一日
真庭会立しらうめ薬局	真庭市落合垂水四三七―二	調剤	平成三十年十二月一日
むさしの里薬局	美作市古町一六六三―二	調剤	平成三十年十二月一日
かくだ薬局今立店	笠岡市今立二九〇五―二	調剤	平成三十年十二月一日
さくら薬局	赤磐市岩田六三―一	調剤	平成三十年十二月一日
吉野薬局	美作市豆田四九―四	調剤	平成三十年十二月一日
久津間薬局	小田郡矢掛町矢掛三二七四	調剤	平成三十年十二月一日
岡本薬局	瀬戸内市邑久町豊原三三九―二	調剤	平成三十年十二月一日

ありもと薬局大原病院前店	美作市古町一七七八一	調剤	平成三十年十二月一日
のぞみ薬局中島店	津山市中島四二六一	調剤	平成三十年十二月一日
こんこうフアーマシー薬局	浅口市金光町占見新田七四〇―二	調剤	平成三十年十二月一日
山本薬局	美作市栄町一八三	調剤	平成三十年十二月一日
アサヒ薬局小原店	津山市小原一〇七―二	調剤	平成三十年十二月一日
株式会社中島薬局	玉野市宇野二―三二―八	調剤	平成三十年十二月一日
宇野薬局	玉野市宇野二―一九―一八	調剤	平成三十年十二月一日
ミルキー薬局	玉野市字藤木五五〇―二九	調剤	平成三十年十二月一日
小原薬局	和气郡和气町和气六五二	調剤	平成三十年十二月一日
すみれ薬局	総社市井手二〇八―四	調剤	平成三十年十二月一日
つばさ薬局	総社市井手九三三―一	調剤	平成三十年十二月一日
株式会社総社薬局	総社市総社二丁目二二―三七	調剤	平成三十年十二月一日
金光薬局金光店	浅口市金光町佐方九二―二	調剤	平成三十年十二月一日
有限会社わかば薬局	津山市草加部九五四―九	調剤	平成三十年十二月一日
のぞみ薬局小原店	津山市小原字樋ノ口一八―五	調剤	平成三十年十二月一日
のぞみ薬局	高梁市東町一八九八―四	調剤	平成三十年十二月一日

◎岡山県告示第六百二十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成三十年十二月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を辞退した医療機関 名 称	所 在 地	担当する医療の種類	辞退年月日
上河原薬局	津山市上河原二二二一五	調剤	平成三十年九月三十日
神楽かわかみ薬局	高梁市成羽町下原二四九一	調剤	平成三十年十月三十一日
井上薬局本店	新見市新見八七九	調剤	平成三十年十一月三十日

〔五七二〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により浅口市から鴨方都市計画地区計画についての都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年十二月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

鴨方都市計画地区計画

二 都市計画の決定年月日

平成三十年十一月三十日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、浅口市産業建設部まちづくり課において縦覧に供する。

◎岡山県労働委員会告示第三号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱した岡山県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。

平成三十年十二月十一日

岡山県労働委員会

会長 鷹取 匡

岡山県労働委員会あつせん員候補者名簿

区分	氏名	職業（又は前職）	委嘱の日付	労働委員会		
				労働者	委員	
公益委員	鷹取 司	弁護士	平成30年11月28日	連合岡山会長	金澤 稔	
	西田 和弘	岡山大学院法務研究科教授	平成30年11月28日			
	妻鹿 安希子	弁護士 岡山大学院法務研究科准教授	平成30年11月28日	連合岡山副事務局長	榎本 博美	
	濱田 陽子	岡山大学法学部准教授	平成30年11月28日			
	福島 航	特定社会保険労務士	平成30年11月28日	自治労岡山県本部執行委員長		
	阪口 林	連合岡山副事務局長	平成30年11月28日			
	古林 久和	自治労岡山県本部執行委員長	平成30年11月28日	U・Aゼンセン岡山県支部支部長		
	森原 功裕	U・Aゼンセン岡山県支部支部長	平成30年11月28日			

事務局長職員	使用		氏名	職名	任期
	者	員			
事務局長職員	小野敏行	梶原康彦	梶原乳業株式会社代表取締役社長	平成30年11月28日	
		横山圭介	横山石油株式会社代表取締役社長	平成30年11月28日	
	石田敦志	株式会社イシダ代表取締役		平成30年11月28日	
		藤原恵子	株式会社フジワテクノアート代表取締役社長	平成30年11月28日	
	小倉誠二	岡山県労働委員会事務局長		平成29年4月13日	
		白神達夫	岡山県労働委員会事務局次長	平成30年4月12日	
	新堂俊文		岡山県労働委員会事務局総括参事		平成30年4月12日

◎岡山県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百十条第四項の規定により、平成三十一年度における第五種共同漁業権魚種の増殖について次のとおり指示する。

平成三十一年十二月十一日

岡山県内水面漁場管理委員会

会長 加藤卓夫

平成31年度における第五種共同漁業権魚種の増殖指示

(単位：kg ただし、わかさぎは卵数について 単位：万粒)

漁業権番号	漁業協同組合名 (漁業権者名)	放			流			魚			種			代替措置可能魚種	
		あゆ	うなぎ	ふな	あまご	なまず	すつぼん	にじます	ぼら	もろこ	わかさぎ	はえ	てながえび	もくずがに	
内共第1号	吉井川南部	1,220	50	30	—	—	10	50	30	—	—	—	80	—	50
内共第2号	吉野川	1,490	50	30	320	—	—	50	—	—	—	—	90	—	15
内共第3号	吉井川	1,570	40	20	300	—	10	—	—	—	—	—	100	—	10
内共第4号	加茂郷	500	15	—	160	—	—	30	—	—	—	—	30	—	—
内共第5号	久田川	460	15	—	130	—	—	—	—	—	—	—	30	—	—
内共第6号	奥津川	320	—	—	220	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
内共第7号	旭川南部漁連	1,440	50	40	—	—	10	—	—	—	—	—	100	—	10
内共第8号	旭川中央	1,740	100	150	480	—	—	100	—	—	—	—	50	—	—
内共第9号	湯原	390	25	—	210	—	—	100	—	—	—	—	30	—	—
内共第10号	旭川北	390	20	—	380	—	—	150	—	—	—	—	30	—	—
内共第11号	高梁川	3,150	90	60	—	—	20	—	—	—	—	—	150	—	75
内共第12号	小田川	350	25	—	—	—	10	—	—	—	—	—	30	—	15
内共第13号	芳井町	350	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30	—	—

内共第14号	成	羽	川	1,410	50	—	—	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20	—	—	25
内共第15号	”	”	—	250	10	—	7	25	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	25
内共第16号	”	”	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
内共第17号	新	”	見	1,985	35	—	—	560	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	500	—	—	—
内共第18号	”	”	—	165	—	—	—	80	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
内共第19号	番	”	川	—	10	230	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
内共第20号	”	”	—	—	5	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
内共第21号	児	島	淡	—	75	1,090	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
内共第22号	”	湾	水	—	15	470	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 はえ， てながえび及びもぐすかにについては， 漁業権番号ごとの指示量に応じて， 次に掲げる方法により放流の代替措置を行うことができる。

(1) 産卵床造成 (はえ)

指 示 量	造成箇所数	造 成 基 準
1 ~ 50 kg	1	1箇所当たり約500㎡の造成で約50kgの増殖とみなす。
51 ~ 100	2	
101 ~ 150	3	

(2) 産卵床造成 (てながえび)

指 示 量	造成束数	造 成 基 準
12 kg	10束	ソダ10束の造成で約12kgの増殖とみなす。

(3) 親がに・C1 (甲幅約3mmの稚がに) 放流 (もぐすかに)

指 示 量	親がにに放流基準	C1放流基準
10 kg	親がにに8.4kgの放流で10kgの増殖とみなす。	C1, 0.13kgの放流で10kgの増殖とみなす。